

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

綾部市長 山崎善也

市町村名 (市町村コード)	綾部市 (26203)
地域名 (地域内農業集落名)	口上林地区 (十倉志茂、十倉中、十倉名畑、十倉向、井根、武吉、佃、忠)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月10日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用して、農地の保全に努めている。
- ・当面は現在の担い手で地域農業は維持されるが、高齢者が多い。機械・施設の面から規模拡大を志向する担い手も少ない状況。
- ・昼夜の寒暖差があり、米づくりに適している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・個人で農地を管理していくことは困難。組織を作って管理や耕作を続けていくための体制づくりを検討する。
- ・谷部の奥地や排水性の悪い農地等は守り切れない農地として整理し、条件の良い農地に注力していく。
- ・引き続き、構成員の確保に努め、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用して、農地の保全に努める。
- ・省力化による作業効率の向上を図るため、担い手への集積と機械化体系を推進し、付加価値のある米の生産と京のブランド農産物の販売を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	103.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	103.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・現状、耕作されている農地や周辺農地・ほ場条件の良い農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、規模拡大を目指す農業者へ集積を図る。 ・新設・再編する地域営農組織と大規模農家に地域内の農地を集積することで、営農を効率化し地域の農地を守る体制づくりを検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地の貸借は農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約を段階的に図る。将来的には、担い手の効率的な営農につながるよう経営農地の集約化をめざす。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農作業の効率化を図るため、補助事業等を活用し、農道や水路の改善を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・農地の耕作や管理を行う組織を作り、小規模経営体との調整を図りつつ、農地の有効利用を図る。 ・地域外の担い手とともに事業に取り組み、担い手の確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・作業の効率化が期待できる防除作業等は、農業支援サービス事業者の活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】